

報告第 15 号

処分報告（令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 4 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである  
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 9 月 7 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 4 号）の件

令和5年度貝塚市一般会計補正予算（第4号）の件

令和5年度貝塚市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,329千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,526,275千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月10日処分

貝塚市長 酒 井 了

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 地方交付税		5,997,489	5,000	6,002,489
	1. 地方交付税	5,997,489	5,000	6,002,489
20. 諸収入		683,327	9,329	692,656
	5. 雑入	245,816	9,329	255,145
歳 入 合 計		37,511,946	14,329	37,526,275

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,362,260	5,000	4,367,260
	1. 総務管理費	3,660,695	5,000	3,665,695
8. 土木費		3,429,846	9,329	3,439,175
	5. 都市計画費	1,891,835	9,329	1,901,164
歳 出	合 計	37,511,946	14,329	37,526,275